



法定雇用率の未達成の民間企業には、一人につき月5万円のペナルティーがあり、国や地方公共団体にはなかったが、今回の不祥事を反省し、国も民間企業と同様のペナルティーを科すことを決めた。

また、厚生労働省は「障害者の雇用の促進に関する法律」を平成25年6月に改正し、この改正に基づき「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に、分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつていない事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針」を平成27年3月に策定している。

この指針も平成28年4月から施行されており、この指針では、募集採用時や採用後の差別禁止や合理的配慮を定めているので、この指針が守られているかの点検も併せて行っていく。

ノーマライゼーション(共生社会)の観点からのインクルーシブ教育(特定の個人・集団を排除せず学習活動への参加を平等に保障する)システムの推進として、都道府県が特別支援教育専門家等(外部専門家として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が348人、医療的ケアのための看護師は1,800人)の配置、また、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備(1,600百万円→1,796百万円)、学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業(20地域)など、「障害者差別解消法」の施行を踏まえ、特別支援教育の充実に向けた予算は増額しているが、インクルーシブ教育システム推進事業は減額されていることから、予算の拡充を文部科学省に求めている。

虐待については、「障害者虐待防止法」では虐待行為者の範囲を、養護者と障がい者福祉施設の従事者及び障がい者を雇用する事業主としており、特別支援校や特別支援学級で体罰が表面化している中、虐待の温床になっている病院や学校を加えるよう政府に働きかけるとともに、都道府県では「障害者権利擁護センター」を、市町村では「障害者虐待防止センター」の設置が定められているので、都道府県と市町村に通報状況や対応上の問題などを確認する活動を行う。

児童の虐待については、平成12年5月に成立した「児童虐待の防止等に関する法律」や「児童福祉法」の度重なる改正から、虐待の定義や通報義務の拡大、警察に対する援助要請、出頭要求の制度化、裁判所の許可を得ての立入調査と臨検・捜索、立入の拒否での罰金の引き上げ、地方公共団体での要保護児童対策的協議会の設置等、児童相談所や福祉事務所の権限を強化してきているが、平成29年の4月からは裁判所の許可を得る立ち入り調査や臨検・捜索が迅速・的確な対応ができるよう要件が簡素化されたにも拘らず、悲惨な事件が続いたことから、再び、「児童福祉法」と「児童虐待防止法」の改正案が国会へ提出されている。

この改正案では、しつこくとして体罰を容認する風潮があることから、体罰の禁止が明記され、体罰の根拠とされる民法第822条の親権者の「看護及び教育に必要な範囲内でのその子を懲戒することができる」との条文を2年後に見直すことも付記された。

なお、平成30年の1年間に全国の警察が摘発した虐待事件は1,380件(前年比21.3%増、その内無理心中を含め死亡した子どもは1,394人(前年比19.3%増)に達し、前年より警察から児童相談所に虐待を受けた疑いがあると通告された18歳未満の子供は8

万252人(前年比22.7%増)と最高を記録している。学校での「いじめ」については、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめの定義の拡大や明確化されてきたが、未だに「いじめ」による悲惨な自殺が続いていることから、「いじめの防止等のための基本的な方針」を改訂するとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定された。

また、いじめの解消は、被害者に対する心理的又は物理的影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が3か月以上継続しているとされた。

新たに策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、「基本方針」(平成25年10月)、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(平成26年7月)、「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月)が策定された後も、学校の設置者又は学校において、いじめの重大事態が発生しているにもかかわらず、「法」・「基本方針」及び「調査の指針」に基づく対応を行わないなどの不適切な対応があり、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりした事案が発生していることを踏まえ、「ガイドライン」を策定したとしているので、今後はいじめによる悲惨な出来事が起こらないように、各学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」の点検と、スクールカウンセラーの平成31年度までの目標の全公立小中学校27,500校(現在は26,700校)への設置、24時間子供SOSダイヤル、第三者的立場から調整・解決する取組(67地域)、外部専門家を活用して学校を支援する取組67地域、学校ネットパトロール等の支援(補助率1/3)、重大事態等発生時の指導助言体制の強化(現状調査や現地支援を行うための職員派遣、いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNSを活用した相談体制構築の支援(30箇所)、スクールソーシャルワーカーの平成31年度までの目標のすべての中学校区(約1万人、平成30年度までは7,500人)への設置、貧困・虐待対策のための重点配置(1,000校→1,400校)されるが、今後役割に期待が持てるスクールロイヤーは3箇所と少ないので、予算の更なる拡充とともに、コミュニティ・スクールの拡大を文部科学省に求めている。

また、いじめ防止のため道徳が重視され、道徳が正式な教科になり、小中学校は平成30年4月から既に全面実施になっており、中学校は平成31年4月から全面実施になることから、差別を「しない、させない、見逃さない」とは最高の道徳だと思われるので、道徳も最大限に活用するように求めている。

性同一性障害や性的指向・性自認(LGBT)に係る児童生徒については、既に、平成27年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」として、学校における支援の実例を上げたものをまとめているが、現場の教職員からより指導し易いものとの要望を受け、平成28年4月に教員向けとして「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」をまとめ、各学校に配布されているので、その実施状況や問題点等を確認する。

一方、女性の権利については、平成13年10月から施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV法)によって、平成14年4月からは「配偶者暴力相談支援センター」が各都道府県に設置され、業務を開始しており、平成19年7月の改正により、市町村にも配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となったが、ほとんどの市町村は設置していないこととなつた。その設置を市町村に求めている(平成31年1月現在、全国283施設で、その内市町村が設置する施設は110施設)。

なお、この支援センターへの相談件数は年々増加しており、平成28年度は10万6,367件と27年度からは減少しているものの、29年度は10万6,110件と10万件の台を突破し、平成30年に警察が対応したのも7万7,482件で前年度より5,027件(前年比6.9%増)増え、加害者への指導や警告も前年より6,811件増の5万1,172件となり、逮捕や書類送検などの摘発件数は前年より666件増の9,088件で、いずれも法施行後最多となっている。

また、これまで身体に対する暴力を受けたものに限らず、保護命令を申し立てることができたのに対して、平成20年1月からは生命・身体に対する脅迫を受けた者についても、身体に対する暴力によりその生命・身体に重大な危害を受けるおそれがある場合には、保護命令を発することができるようになったほか、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、接近禁止命令の発令されている間について、被害者の親族等への接近禁止命令も発令することとされ、さらに、被害者への面会の要求や無言・夜間の電話等を禁止する電話等禁止命令も新設されたこと、平成30年度では1,726件について保護命令が発令された。

よって、少しでも危害を受ける可能性がある場合は、積極的に保護命令を活用して被害を防いでいく。なお、「ストーカー規制法」による相談件数も平成30年度では2万1,556件で、前年より1,523件減少しているが、つきまといなどを禁止する禁止命令は前年より495件増の1,157件となり、870件が検挙されている。

この「ストーカー規制法」は平成25年6月に改正され、電子メールを対象に加えることや禁止命令等を出すことができる公安委員会の処置が拡大され、国及び地方公共団体は民間の自主的な組織活動の支援のための体制整備に努めることも明記されたが、相談窓口すら設置していない市町村が多数存在することから、その体制整備を都道府県・市区町村に求めている。今後もDVやストーカー被害者の増加が予想されるが、緊急な避難場所としてのシェルター(一時避難所)が不足しているので早急に設置するよう市町村に求めている。平成27年の8月に成立し、平成28年4月に施行された「女性活躍推進法」は、女性の地位の向上のため従業員301名以上の企業、国や自治体に女性管理職の割合や採用比率などを数値目標にすることなど、取り組む内容を平成28年の4月1日までに、企業は行動計画を国や地方公共団体は推進計画を策定して公表することを義務付けているので、策定していない市町村に対して、策定を要請していく。また、従業員300名以下の中小企業は努力義務になっているので、実効性があるものにするために、義務付ける企業の従業員数を下げるよう、厚生労働省に要請していく。「男女雇用機会均等法」により、セクシャルハラスメント(性的言動)は防止の措置を講じることになっているが、平成28年3月に「均等法」が改正され、マ

タニティーハラスメント(出産・妊娠)も平成29年1月からは防止の措置を講じなければならなくなったが、国会には「労働施策総合推進法」の改正案が提出されたことで成立すれば、パワハラ(上司などの優越的な関係を背景に、業務上必要な範囲を超えた言動で働く環境を害すること)も防止の措置を講じることがになり、相談窓口の設置も求められることから、その設置を要請していく。また、政治の分野でも、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年の5月に成立していることで、今年の統一地方選挙から対象になることから、政党に女性の候補を増やすよう求めていく。私どもも、女性の社会参加を促し、働きやすい環境づくりに努めていく。

### 1 住環境整備

住環境整備については、近隣地域との差異がないかを点検しつつも、高齢者が障がい者・妊娠している女性・子どもなど、ハンディキャップがある人たちが自由に社会に参加できる活力ある地域にするため、バリアフリーは当然のこととして、ユニバーサルデザインの用具をも活用する「人権のまちづくり」を視野に入れた取り組みを展開し、ノーマライゼーションを達成する。バリアフリーの基準としては、介助がない車イスでどこへでも自由に、安心・安全・快適に移動できるものとする。バリアフリーについては、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」(通称、ハートビル法)と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称、交通バリアフリー法)を統合した新法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称、バリアフリー新法)が、施行されているので、この「バリアフリー新法」と平成28年の4月から施行される「障害者差別解消法」を積極的に活用してバリアフリーの建築物を増やしていく。

老朽化した改良住宅・公営住宅の建替えを行う際には、空き家の集約化を図り、集約化で空いた土地を民間に払い下げするなど、空き地の有効活用で混住化を促進する。また、定期借地権などを活用して持ち家化を考慮しつつも、払い下げを積極的に求めて、これを機会に「人権のまちづくり」を具現化する総合計画の策定を市町村に求めている。

改良住宅・公営住宅の空き家がある場合には、混住化を促進するためにも、一般公募制度を活用し、また、若年層の流入を促すために、就学前の子どもを持つ世帯とか新婚家庭や妊婦については優先入居や割引の導入などの工夫を凝らして空き家をなくしていくとともに、高齢者の孤立死を防止する手立てを講じるよう、市町村に要求していく。なお、公営・改良住宅の入居者の選定や管理を、未だに地区の自治会や同和運動団体の役員に任せていることは、不正行為や混住化を妨げる温床になることから、公営・改良住宅の管理・運営を市町村が行うよう、市町村に強く要請していく。批判の対象になっている改良住宅・公営住宅の家賃については、応能応益制度を取り入れ、暫時、見直しを進めていくことになっているが、応能応益制度を取り入れていない市町村には、早急に制度を取り入れ、家賃の見直しをするよう要求していくとともに、家賃の滞納を市町村と協議しながら早急に改善していく。地域の拠点である隣保館については、「部落差別解消法」が成立したことで運営費の削減や廃止は当分の

間回避できるものと思われるが、これを機会にあらゆる差別や虐待などの人権侵害や生活困窮者等が相談でき、また、広く市民も利用できる公的施設にすること、同和地区を眼にすることで、旧同和地区の心象を変えていくことにもなるので、障がいのある人もない人も利用しやすい施設にするために、厚労省の改修費補助を積極的に活用してバリアフリー化を進めていく。また、指定管理者制度を活用して活性化を図ることも考慮する。

### 2 産業基盤の確立と就労対策

旧同和関係事業者は零細で、かつ、建築・土木関係業者が極めて多いという特定の業種に偏った特異性をもって、公共事業が年々減少していくような状況で基盤を確立することは非常に困難ではあるが、合理化や近代化を促進するとともに、生き残りのため、共同化や協業化を進めていく。業種転換する場合には、政府が中小・零細業者向けセーフティネットとして実施している各種融資制度の有効活用や各都府県のホームページで最新の情報を有効利用するとともに、都府県や市町村と協議しながら、きめ細かな指導をしていく。

未就労者に関しては、ハローワークを最大限活用するとともに、規制の緩和により都道府県も就労の斡旋ができるようになったこと、現在、様々な雇用対策が実施されているので都道府県と連携を図り、未就労をなくしていく。平成27年4月から「生活困窮者自立支援制度」が始まっているので、この制度を積極的に活用していく。また、専門性を取得するために職業訓練や研修・講座などを有効活用し、就労を確保していく。特に、世界でも類のない高齢化社会に進んでいること、介護福祉士やホームヘルパーが不足しているため、求人需要が非常に高くなっていることから資格の取得を奨励していく。

農林漁業者については、TTP(環太平洋戦略的経済連携協定)に参加すれば、安い農産品が輸入されることとなるので、付加価値の高いものに移行するとともに、ブランド化を目指し、インターネットを活用して消費者との直販や販売店との直取引など販路の拡大を図っていく。このことは、畜産・園芸でも同様であり、漁業については、養殖なども検討していく。なお、本格的に導入された「指定管理者制度」では、すべての公共施設を指定管理者に管理をさせることになっているので、隣保館なども対象になることから、各都府県本部で設置しているNPO法人の実情に合った公共施設の指定管理者になり、雇用の促進ができるよう、都道府県・市町村と協議していく。いずれにしても、最新の情報を得るため中央本部は各省庁と、都府県本部は都府県と緊密な連携を図り、会員に最新の情報の伝達や相談を行うため、都府県本部内に相談業務を確立していく。また、就職差別をなくし、安定した雇用を確保するため、厚生労働省が100名以上の従業者を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓発推進員」の連携を深めていくと同時に、障がい者の雇用をも促進するため、法定雇用率(常用労働者が50人以上の民間企業は20%)を下回る企業については、特に積極的に雇用するよう求めていくが、抜本的に就職差別をなくすため、ILO第111号条約の「雇用及び職業における差別に関する条約」を批准し、国内法を整備するよう厚生労働省に求めている。